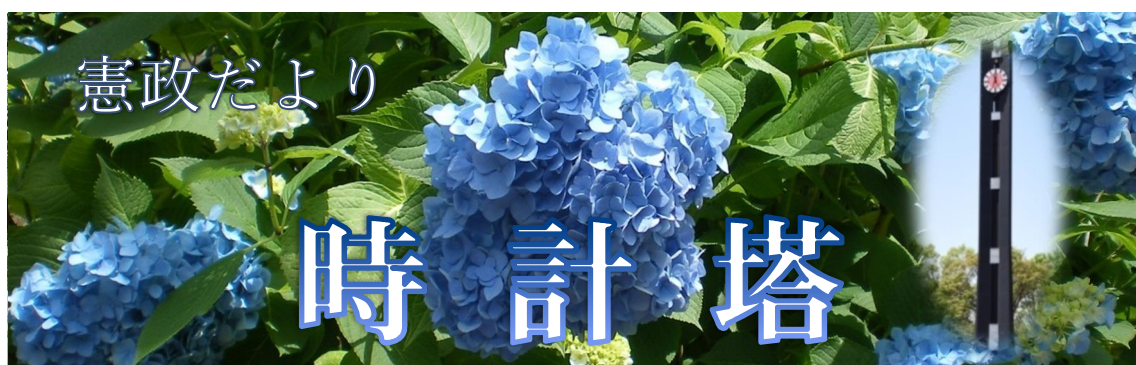




企画展示のご案内

令和5年7月1日～令和6年9月29日まで、「**議会政治の軌跡**」と題して、帝国議会開設後から終戦までの経過を5期に分けて、展示しています。

「議会政治の軌跡－（4期）憲政の常道－」

令和6年 4月 1日（月）から
6月 29日（土）まで

4月1日から、加藤高明内閣の成立から五・一五事件により犬養内閣が倒れるまでの昭和前期の議会政治の軌跡を関係資料で紹介し、「護憲三派内閣」の写真、濱口雄幸及び犬養毅の肖像画などを展示しています。

展示期間終了が近づいておりますので、是非、お越しください。

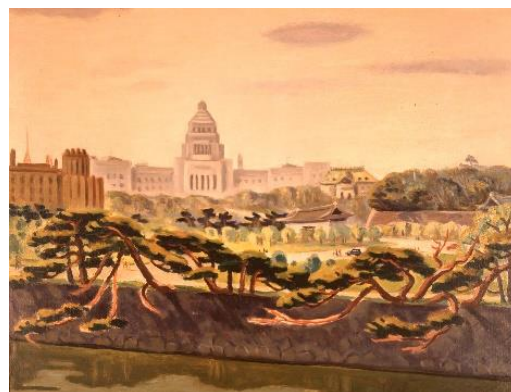


「護憲三派内閣」

「議会政治の軌跡－（5期）戦時下の議会－」

令和6年 7月 1日（月）から
9月 29日（日）まで

7月1日から、戦時下における議会政治の軌跡を社会情勢を交えて関係資料で紹介します。「議事堂風景」、罌堂十二景「林内閣攻撃」の絵画などを展示する予定です。また今回も、QRコードによる展示解説「こぼれバナしいろいろ」を行います。是非、皆様の来館をお待ちしております。

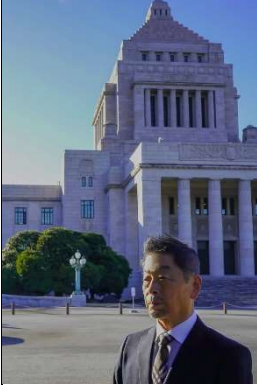


「議事堂風景」榎戸庄衛画

もう一つの議会史～国会職員オーラルヒストリー～Ⅳ 氏原 建吾さん（その2）

前号では、入局時代の記憶に残る事件、議院内の秩序保持の在り方について掲載しました。

＜氏原建吾＞（うじはら・けんご）



昭和 23 年 1 月生まれ。昭和 41 年 4 月から衆議院事務局警務部で勤務。平成 12 年衛視長、平成 16 年警備課長などを歴任し、平成 20 年 3 月警務部副部長警務課長事務取扱を最後に退職

【「議場出入口」の立番勤務】

—— 昭和 55 年 7 月 1 日に衛視班長になられます。本会議場の出入口などに立番勤務されました。この「議場出入口」とは何ですか。

○氏原氏 昭和 62 年から平成元年にかけて、すなわち売上税法案（第 108 回国会）や消費税法案（第 113 回国会）が与野党攻防の焦点となった時期に「議場出入口」で立番勤務をしました。

衆議院議員の使用するこの「議場出入口」は、国会議事堂 2 階の議場周りに 7 箇所。その他の「議場出入口」は危機管理時などに使用します。本会議の「本鈴」（ベル）が鳴り始めると、この入口から衆議院議員が入場します¹。一方で、内閣の一員として国会で発言する場合、議員としての議席ではなく「ひな壇」と称される閣僚席に着きます。また、議長・副議長・事務総長の出入口、そして議員の

活動を補佐する衆議院事務局職員の出入口もあるのです。

本会議が開かれる当日、衛視は、2 階議場出入口のほか、3 階の傍聴席や傍聴人受付などにも勤務します。

—— 衆議院衛視は、「議場出入口」で何を点検しているのですか。

○氏原氏 「議場出入口」で勤務する衛視の点検することは、次の三つです。

一つ目は、議場に入ろうとする者が衆議院議員であるかどうか。当然ですが、参議院議員や元・前衆議院議員は衆議院の議場に入ることはできません。ですから、「議場出入口」に勤務する衛視は、まず、衆議院議員全員を覚えておくことが必須条件。私が「議場出入口」で勤務していた時代の衆議院議員の総定数は 512 人でした。

二つ目は、「衆議院議員記章」（議員バッジ）の帯用の有無です。そもそも、記章を帯用しなければ国会の出入りは許されません。この記章の制度は帝国議会開設時に遡り、衆議院では明治 36 年以来、警備上の必要により登院時の帯用を義務付けている。

そして三つ目。難しい問題ですが、議員の服装や持ち物などが国会法又は衆議院規則の定めるところに基づいているかどうか。例えば、衆議院規則第 213 条は、議場に入る者は、病気その他の理由によって議長の許可を得た場合のほかは、「帽子、外とう、えり巻、かさ、つえの

¹ 平成 10 年 10 月 7 日以降は開議 10 分前に予鈴が

鳴ってから本会議場に入場することになった。

類いを着用又は携帯してはならない」と定めています。また、議場で喫煙することなども禁止されているのです。これらの規定は、「本会議場が厳粛であるべきことを保持するためのものである」と解されています²。

—— 議場に勤務されていた当時の国会とは、どういう状況でしたか。

○氏原氏 私の衛視班長時代である昭和61年7月6日、第38回衆議院議員総選挙（衆参両院同時選挙）で自民党が300議席と圧勝しました。その勢いを背景に、中曽根康弘内閣総理大臣は、税制改革の国会審議を開始。しかし、選挙中の中曽根総理の「大型間接税と称するものは、やる考えはない」などと公約したことが、野党の攻撃材料となり、「売上税」の導入を目指したものの廃案となったのです。

そして、竹下登内閣が発足したのは、昭和62年11月6日（第110回国会）のこと。「売上税」に代わって「消費税」の導入を目指します。しかし現実はどうか。昭和63年は、リクルート社の江副浩正前会長の証人喚問が行われるなど「リクルート事件」一色で、国会は混乱していました。

—— 「議場出入口」の勤務では、どのような体験をされましたか。

○氏原氏 二つあります。

一つは、当時、自民党税制調査会長をしていた山中貞則議員に助けられたこと。

私が、「議場出入口」の自民党席側（議席は議員の会派別に指定）で勤務中のこと。本会議の本鈴が鳴り始めると、数メートル先から某議員が旅行用キャリーバッグを引き、議場入口に向かってきたのです。明らかに会議には不必要な

ものです。「議院の品位」としてどうなのか。神聖な議場に持ち込んでも良いのか判断が難しい。そう単純に一刀両断できることはありません。次の瞬間、山中議員がキャリーバッグを指さし、「控室に置いてきなさい」と一喝。そして私の顔を見てほほ笑みました。ありがたいことで、思わず山中議員に駆け寄ってお礼の握手でもしたくなりました。

もう一つは、本鈴が鳴り始め緊張しているときのこと。参議院議員と衆議院議員が肩を組むようにして議場入口に向かってきた。参議院議員とは、先の衆議院議員総選挙で落選した元衆議院議員。当然のことながら衆議院の議場には入れない。顔は覚えていましたが、名前が出てこない。そこで私は、目の前に来られたときに「先生」と一言。もちろん、すぐに引き返されました。

このように、議場入口の勤務とは、マニュアル化できない出来事を見極め、とっさの対処が求められるのです。

【議員の服装】

—— 「議院の品位」の話が出ましたが、帝国議会では、議員の服装についても規定されていましたね。

○氏原氏 そのとおりです。議員の服装について、帝国議会では、衆議院規則第171条で羽織、袴など詳細な規定を置いていました。けれども、現行の衆議院規則（昭和22年6月28日議決）はこれを削除しています。議員の服装に関することでは、警務部に次のようなメモが残っています。「昭和15年12月27日、院議により今後、議場において国民服の着用を妨げざることとした」。この背景には、昭和15年、国民服令が公布され、男子用国民服が法制化されたことがあります。

² 松澤浩一著『現代行政法学全集 11 議会議法』

一方で、法は、絶えず流動し、変化の過程にあるもの。戦後の第1回国会（昭和22年）で、「議員は、議院の品位を重んじなければならない」ことが規定された（衆議院規則第211条）。しかし、議院の秩序に関する規定は、その全てが法規に定められているのではなく、現規定は例示的なものにすぎないと解されている。

そこで衛視は、議員が議院内で行動する場合の「議院の品位」とは何か、抽象化されたその言葉の意味をどのように解釈したらよいのか、議員の活動を補佐する意味においても、その法的意味を確かめておく必要が生じた。この点、元衆議院事務総長鈴木隆夫氏は、著書『国会運営の理論』の中で、「議員は、その言論についてのみならず、服装、態度、行動のすべてについて、院内において議院の品位を重んじなければならないから苟も議院の品位を傷つけられるような服装、行動、態度等も広く反秩序的なものということができよう」と語っている。

—— 議会史を遡ると、衆議院規則第213条に違反するかどうか問われた事案がありましたね。

○氏原氏 ありました。日本国憲法が施行（昭和22年5月）されて間もなく、女性議員2人が、「ごく小さな、つばのないようなもの」（今でいう「ベレー帽」）をかぶったまま議場に入った。このことが衆議院規則第213条に規定する「帽子」に当たるかどうか、昭和26年12月7日の議院運営委員会で議論された事実は、警務部衛視が「議場出入口」で勤務する上でも重要なことです。

ベレー帽が帽子であるかどうか。この事案は、第12回臨時国会、昭和26年11月30日、国会最終日の議場内で起こった。田淵光一議院運営委員は、女性議員2人が、帽子をかぶったまま議場に入ってい

たので、国会の議場の神聖を汚したものと感じ、自発的にお取り願えないかと交渉したところ、そんなことは自由だと言われた。

この背景には、「議場出入口」の衛視が注意をしたのに帽子ではないと言って入ったこと、他方、原則として、議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、かさ、つえの類いを着用又は携帯してはならないと規定されていることがあります。

小澤佐重喜議院運営委員長は、「帽子とみなして、以後はかぶらないようにお願いします」と結論づけました。

【議場閉鎖】

—— 後に平成15年1月に警備主幹になられて、「議場閉鎖」の執行をされました。この議場閉鎖とは何ですか。

○氏原氏 衛視長・衛視副長にとって重要な職務の一つに、本会議における表決を記名投票で行う場合の「議場閉鎖」があります。この「議場閉鎖」とは、記名投票の際に議場の出入口を閉鎖することですが、議長の「議場閉鎖」の宣告によって、衛視がこれを執行するのが先例です。そして、衛視勤務規程の「議場」の項には、「閉鎖の命があるときは、議場内勤務の衛視は、直ちに内部より出入口を閉鎖する」ことを規定しています。

それはなぜか。議員は、議案に対する可否の意思を表す「表決」の際、議場にいないと表決に加わることができない（衆議院規則第148条）。ですから、表決として記名投票を行うときは、議場の出入口を閉鎖し、この時点における出席議員を確定する必要があるのです。

この意味で、衛視が執行する議場閉鎖は、議長の「議場閉鎖」の宣告と同時、すなわち命令直下閉鎖することが求められる。しかし、議会には一定の秩序が要求されているとはいえ、時には議事を通

じて政治的闘争が展開されることがある。例えば、議場が騒然となり、混乱のうちに動議が提出され記名投票による採決が行われるような場合、議場閉鎖の執行（合図）をする衛視（管理職）はもちろん議場内勤務の衛視は、どう対処したら良いか難しい判断を求められます。

—— 記名投票による採決の際の「議場閉鎖」が、最も難しい場合とは。

○氏原氏 最も難しいのは、議場に怒号が交錯するなど、議長の声が聞き取りにくいほど騒然となったときの「議場閉鎖」の執行です。会議録には、この状況を「発言する者多く、議場騒然」「聴取不能」などの文言で表現されます。衆議院先例は、議場が騒然となったため、議長が職権をもって休憩を宣告することが少なくないことを明らかにしています。

また、議会史から見える議場閉鎖の特徴は、記名投票採決がスムーズにいく場合と、手続き上の瑕疵などから記名投票採決が混乱し、議長が休憩を宣告する場合があります、かなりはっきりとした対照性があると思います。

議場内勤務する衛視にとって議場閉鎖の最も難しい場面を挙げると、それは、第108回国会、昭和62年4月22日、売上税国会とも呼ばれる2泊3日の徹夜審議のとき。それは私が衛視班長のときでした。当日（4月22日）、議場内で勤務していた警務部第二課³長（当時の上司）から、その時の状況を聞いたんです。

審議状況は、野党側が牛歩戦術を取ったため、副議長が「速やかに投票願います」など再三にわたり投票を促した。その後、「制限の時間が参りましたので、投票箱閉鎖を命じます。開票。—— 議場閉鎖。投票を計算させます」と宣告。そ

の直後、野党議員が、投票権の侵害だ、投票を終わっていないなどと言いながら議長席周辺に殺到してきた。この状況の中で、議場内交渉係の協議がなされました。その結果、副議長は、「投票箱閉鎖の発言を取り消し、投票の続行を命じます。—— 議場閉鎖」と発言して、投票を継続させたのです（その後、投票はやり直しとなった）。

当時の警務部第二課長は、次のように振り返ります。「怒号が交錯し、騒然とする中で、事務総長席（議長席の隣）にしがみつこうようにして、必死になって副議長の宣告や発言、その言葉を聞き逃さないようにした」と。

こうした状況はまれにしか起きないであろうとはいえ、長い平穏な時代に慣れ親しんでいるときこそ、かつての先輩が危機に際してどう対処したかを知るという意味で、大きな素材です。



第108回国会、昭和62年4月22日、午前2時35分投票箱閉鎖を命じたため、野党議員が議長席に殺到

（以下、その3に続く）

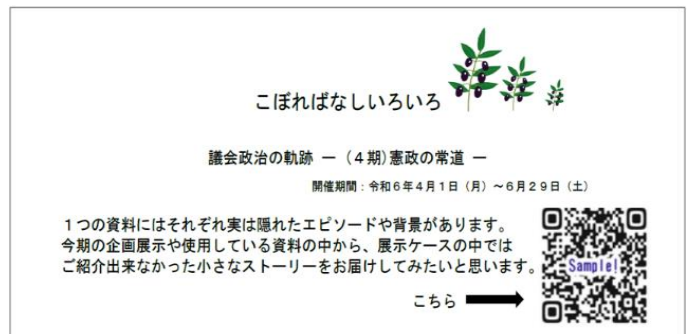
³ 平成9年7月1日より警備課となる。

‘こぼればなしいろいろ’（QRコードによる展示解説）始めました。

憲政記念館では、令和6年4月1日開始の企画展示「議会政治の軌跡（第4回）」からQRコードによる展示解説「こぼればなしいろいろ」を始めました。企画展示の壁面展示ケースの前に掲示されているQRコードをご自身のスマートフォン等で読み込んでいただくと、キャプションの解説では知ることのできない展示資料の追加情報を得ることができます。

それぞれの資料には、隠れたエピソードや背景があり、それらを知ることにより一層憲政史への理解が深まる

でしょう。憲政記念館では、引き続き、企画展示において、小さな「こぼればなし」を紹介してまいります。是非、ご来館して試していただければと思います。



※展示室内は、Wi-Fi サービスを提供しておりませんので、ご了承ください。

2024年憲政記念館夏休み企画開催のお知らせ

令和6年7月19日（金）から8月30日（金）まで、展示をヒントにしたクイズに挑戦していただく2024年憲政記念館夏休み企画を開催する予定です。

今回のテーマは、「選挙について学ぼう！」です。

憲政記念館の各展示コーナーを巡り、展示資料や年表を見て、「普通選挙」の歴史と現在の選挙制度について知識を深めていただくとともに、小中

学生の皆さんにとっては、夏休みの宿題の一助にもなるような夏休み企画とする予定ですので、ぜひチャレンジしにいらして下さい。

詳細は決まり次第、衆議院憲政記念館ホームページでお知らせします。



【発行人】 佐々木 利明
【編集責任者】 東山 哲道

【印刷・発行】 衆議院事務局 憲政記念館
〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-8-1
TEL：03-3581-1651



本紙について、私的利用・引用等著作権法で認められた行為を除き、無断で改変・転載・複製を行うことはできません。引用される場合には出所を明示し、また、転載等を行う場合にはあらかじめ当館へご連絡ください。